

震災対策編

目次

第1章 総則

第1節 計画の目的	2-1-1
第2節 計画の性格	2-1-1
第2節の2 災害時における個人情報の取扱い	2-1-1
第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	2-1-1
第4節 地震の想定	2-1-2

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画	2-2-1
第2節 地域防災活動活性化計画	2-2-3
第3節 防災訓練計画	2-2-4
第3節の2 通信確保計画	2-2-6
第4節 避難対策計画	2-2-7
第4節の2 災害医療体制整備計画	2-2-8
第5節 要配慮者の安全確保計画	2-2-9
第5節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画	2-2-10
第6節 孤立化対策計画	2-2-11
第7節 防災施設等整備計画	2-2-12
第8節 都市防災計画	2-2-13
第9節 交通施設安全確保計画	2-2-15
第10節 ライフライン施設等安全確保計画	2-2-16
第11節 危険物施設等安全確保計画	2-2-20
第12節 地盤災害予防計画	2-2-22
第13節 火災予防計画	2-2-24
第14節 震災に関する調査研究	2-2-26
第15節 防災ボランティア育成計画	2-2-27
第16節 事業継続対策計画	2-2-28

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画	2-3-1
第1節の2 広域防災拠点活動計画	2-3-4
第2節 地震情報等の伝達計画	2-3-5
第3節 通信情報計画	2-3-9
第4節 情報の収集・伝達計画	2-3-10
第5節 広報広聴計画	2-3-12
第6節 交通確保・輸送計画	2-3-13
第7節 消防活動計画	2-3-14
第8節 県、市町村等応援協力計画	2-3-15
第9節 自衛隊災害派遣要請計画	2-3-16

第10節	防災ボランティア活動計画	2-3-17
第11節	義援物資・義援金等の受付・配分計画	2-3-18
第12節	災害救助法の適用計画	2-3-19
第13節	避難・救出計画	2-3-20
第14節	医療・保健計画	2-3-21
第15節	食料・生活必需品等供給計画	2-3-23
第16節	給水計画	2-3-24
第17節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	2-3-25
第18節	感染症予防計画	2-3-27
第19節	廃棄物処理・障害物除去計画	2-3-28
第20節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	2-3-29
第21節	応急対策要員確保計画	2-3-30
第22節	文教対策計画	2-3-31
第23節	公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	2-3-32
第24節	ライフライン施設応急対策計画	2-3-33
第25節	危険物施設等応急対策計画	2-3-34
第26節	防災ヘリコプター等活動計画	2-3-35

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設等の災害復旧計画	2-4-1
第2節	生活の安定確保計画	2-4-2
第3節	復興計画の作成	2-4-3

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節	総則	2-5-1
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	2-5-1
第3節	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	2-5-3
第4節	関係者との連携協力の確保に関する事項	2-5-5
第5節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき 防災対策に関する事項	2-5-6
第6節	防災訓練に関する事項	2-5-7
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	2-5-7

第 1 章 総則

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、奥州市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

なお、この計画は、本市における過去の地震災害の発生状況、また、近年において阪神・淡路大震災や新潟県中越地震のほか平成23年3月11日の東日本大震災津波等の大規模な地震災害が発生している状況、さらには、千島海溝沿いの地震活動の長期評価（第三版）及び日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成29年度、30年度に国の地震調査研究推進本部が実施）や県が実施した津波浸水想定の設定（令和3年度）及び被害想定調査の結果（平成9年度「地震被害想定調査」、令和3～4年度「岩手県地震・津波被害想定調査」）を踏まえ、東日本大震災津波並びに過去の最大クラスの地震、また、家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図ることを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて作成されている「奥州市地域防災計画」の「震災対策」編として、奥州市防災会議が作成する計画である。

この計画に定めのない事項については、「奥州市地域防災計画」の本編に定めるところによる。

第2節の2 災害時における個人情報の取扱い

【本篇・第1章・第3節の2 参照】

第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

1 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共団体が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。また、大規模地震について国が定める減災目標等を踏まえた地域目標の策定に努める。

2 市

市は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。また、大規模地震について国が定める減災目標等を踏まえた地域目標の策定に努める。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、支援、協力、勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、市のその他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

【本篇第1章第4節第2 参照】

第4節 地震の想定

第1 地震想定的基本的な考え方

- (1) 岩手県に将来甚大な被害をもたらすおそれのある地震の災害像を過去事例等から明らかにし、地震発生時の各種構造物等の被害量及び被害分布をあらかじめ予測し、被害想定を行ったうえで、岩手県地域防災計画の見直しを基に奥州市地域防災計画に反映させてきたところである。
- (2) 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害の多くは、従前の被害想定をはるかに超える結果となったところであり、その要因の調査分析を踏まえ、県は、令和3～4年度に津波防災地域づくりに関する法律に基づき最大クラスの津波を対象とした津波浸水想定の設定を行うとともに、最大クラスの地震を対象とした新たな被害想定を実施した。
- (3) 今後の防災対策については、地震の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、日本海溝・千島海溝沿いの地震及び過去の最大クラスの海溝型の地震と内陸直下型地震を想定する。

第2 想定する地震の考え方

本市に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については北上低地西縁断層群北部地震及び北上低地西縁断層群南部地震を想定し、海溝型地震については、日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの地震及び平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震を含む過去に発生した最大クラスの地震を想定する。

第 2 章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

県、市その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT 等）の視点にも配慮する。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

【本編・第2章・第1節・第2・1 参照】

2 職員に対する防災教育

- 防災関係機関は、職員に対し、震災時における適正な判断力を要請し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。

- 防災教育は、次の事項に重点をおいて実施する。

- ア 震災対策関連法令
- イ 災害対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- ウ 震災に関する基礎知識
- エ 土木、建築、その他震災対策に必要な技術
- オ 住民に対する防災知識の普及方法
- カ 震災時における業務分担の確認

3 住民等に対する防災知識の普及

- 防災関係機関は、住民等の防災に対する意識の高揚を図り、震災時において、住民一人一人が正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して防災知識の普及徹底を図る。

- ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
- イ インターネット、広報誌の活用
- ウ 起震車等による災害の疑似体験
- エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- オ 防災関係資料の作成、配布
- カ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し
- キ 自主防災活動に対する指導

- 防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する。

- ア 地震に関する一般的知識
- イ 緊急地震速報、避難指示等の意味及び内容
- ウ 平常時における心得

- ① 避難場所、避難道路等を確認する。

- ② 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
- ③ いざというときの対処方法を検討する。
- ④ 防災訓練等へ、積極的に参加する。
- ⑤ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
- ⑥ 家庭動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく
- エ 地震発生時の心得、避難方法
- オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
- カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
- キ 災害危険箇所に関する知識
- ク 過去の主な災害事例
- ケ 地震対策の現状
- 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえたうえで行うようにするなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。
- 4 児童、生徒等に対する教育
 - 【本編・第2章・第1節・第2・4 参照】
- 5 防災文化の継承
 - 防災関係機関等は、地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
 - 防災関係機関等は、地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、地震・津波災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、地震・津波災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
 - 住民等は、自ら地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。
- 6 国際的な情報発信
 - 防災関係機関等は、地震・津波災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

第2節 地域防災活動活性化計画

第1 基本方針

- 1 県及び市は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 県及び市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。
- 3 市は、市町村内の一定の地区内の住民等から市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2 自主防災組織の育成強化

【本編・第2章・第2節・第2 参照】

第3 消防団の活性化

【本編・第2章・第2節・第3 参照】

第4 住民等による地区内の防災活動の推進

【本編・第2章・第2節・第4 参照】

第3節 防災訓練計画

第1 基本方針

県、市及びその他の防災関係機関は、震災時における防災活動を円滑に実施するため、単独又は合同して、震災に関する各種の訓練を実施する。

第2 実施要領

1 実施方法

【本編・第2章・第3節・第2・1 参照】

2 実施に当たって留意すべき事項

【本編・第2章・第3節・第2・2 参照】

- 訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるとともに、具体的かつ実践的な訓練を行うなど地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

3 各訓練項目において留意すべき事項

- 県及び市は、震災に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。

ア 災害対策本部設置・運営訓練

災害対策本部設置と並行しての情報収集・処理、対策、広報等の初動対応を重視する。この際、通信情報訓練や職員非常招集訓練と連携し、災害対策本部運営の実効性を担保する。

イ 通信情報連絡訓練

通常の通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政情報通信ネットワーク及び衛星携帯電話等各種通信手段を用いた通信訓練を実施する。

ウ 職員非常招集訓練

通常の交通手段が途絶した場合を想定し、近隣公所への出勤や徒歩による非常参集訓練等を実施する。

エ 避難訓練

各種広報手段を使用した住民への避難情報の伝達、住民の互助による避難、避難誘導実施者自身の安全を確保した避難誘導訓練を実施する。

オ 避難所開設・運営訓練

行政と町内会、自主防災組織、NPO等が連携した訓練を実施する。この際、外国人、観光客や企業従業員等地域住民以外の人々の受入、感染症等対策に留意する。

カ 救出・救助訓練

消防、警察、自衛隊等の多数機関が共同して多数傷病者が発生した場合に対応する訓練を実施する。この際、現地調整所の設置・運営に留意する。

キ 医療救護訓練

多数の傷病者が発生した場合を想定し、医療救護所の開設や傷病者のトリアージ及び応急手当等の医療活動訓練を実施する。

ク 消防訓練

消防や消防団による訓練の他、地域住民、自主防災組織による初期消火訓練を実施する。この際、消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等その他の水利を用いた消火にも留意する。

ケ 要配慮者を対象とした訓練

個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難、避難確保計画に基づく要配慮者利用施設の

避難に係る訓練を実施する。この際、避難支援者の活動における安全確保に留意する。

コ 遺体対応訓練

最悪の場合を想定し、被災現場からの遺体の搬送、関係機関の連携による検視身元確認、御家族への説明、相談受け等の訓練を実施する。この際、外国人の被災を想定した多言語対応訓練と連携する。

サ 多言語対応訓練

社会のグローバル化を考慮し、外国人の住民、観光客、従業員等の避難、避難所での対応、保健・医療ケアの提供等に係る訓練を実施する。

シ 施設復旧訓練

ライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施する。

ス 交通規制訓練

緊急輸送を確保するための関係機関の連携、規制の周知等に係る訓練を実施する。

第3節の2 通信確保計画

第1 基本方針

- 1 県、市その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災するおそれのない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。

また、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。

第2 通信施設の整備等

【本編・第2章・第4節の2・第2参照】

第4節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 市は、地震による火災等の災害から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 3 住民は、災害時に的確な避難行動を取れるよう、平常時から災害に対する備えに努める。

第2 避難計画の作成

1 市の避難計画

【本編・第2章・第5節・第2・1 参照】

- 市は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に原則、避難指示を発令することを住民等に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等を定める。

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

【本編・第2章・第5節・第2・2 参照】

3 広域避難及び広域一時滞在

【本編・第2章・第5節・第2 参照】

第3 避難場所等の整備等

【本編・第2章・第5節・第3 参照】

第4 避難所の運営体制等の整備

【本編・第2章・第5節・第4 参照】

第5 避難行動要支援者名簿

【本編・第2章・第5節・第5 参照】

第6 避難に関する広報

【本編・第2章・第5節・第6 参照】

第7 避難訓練の実施

【本編・第2章・第5節・第7 参照】

第4節の2 災害医療体制整備計画

第1 基本方針

- 1 災害発生直後から災害中長期にわたり、災害や被災地の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制をあらかじめ構築する。
- 2 ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、災害拠点病院等を整備することにより、後方医療体制の確保を図る。

第2 災害拠点病院

【本編・第2章・第5節の2・第2 参照】

第3 岩手DMATの体制強化

【本編・第2章・第5節の2・第3 参照】

第4 医薬品及び医療資機材の供給体制の整備

【本編・第2章・第5節の2・第4 参照】

第5 広域災害・救急医療情報システムの整備

【本編・第2章・第5節の2・第5 参照】

第6 災害中長期への備え

【本編・第2章・第5節の2・第6 参照】

第5節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

- 1 県は、市その他の防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。

特に、市に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改訂）を参考にした避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を進め、それらを活用して津波災害における避難支援を円滑に実施できる体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。

- 2 市は、要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第2 実施要領

- 1 避難行動要支援者の実態把握
【本編・第2章・第6節・第2・1 参照】
- 2 災害情報等の伝達体制の整備
【本編・第2章・第6節・第2・2 参照】
- 3 避難誘導
【本編・第2章・第6節・第2・3 参照】
- 4 避難生活
【本編・第2章・第6節・第2・4 参照】
- 5 社会福祉施設等の安全確保対策
【本編・第2章・第6節・第2・5 参照】
- 6 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について
【本編・第2章・第6節・第2・6 参照】
- 7 外国人の安全確保対策について
【本編・第2章・第6節・第2・7 参照】

第5節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

県及び市は、は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の物資の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、市民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

第2 市及び県の役割

1 市の役割

【本編・第2章・第6節の2・第2・1 参照】

2 県の役割

【本編・第2章・第6節の2・第2・2 参照】

第3 市民及び事業者の役割

1 市民の役割

【本編・第2章・第6節の2・第3・1 参照】

2 事業所の役割

【本編・第2章・第6節の2・第3・2 参照】

第6節 孤立化対策計画

第1 基本方針

- 1 県は、関係機関と連携を図りながら、災害時における孤立化対策を総合的に推進する。
- 2 市は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するなど、予防対策に努める。

第2 災害時孤立化想定地域の状況

【本編・第2章・第7節・第2参照】

第3 孤立化想定地域への対策の推進

- 1 通信手段の確保
【本編・第2章・第7節・第3・1 参照】
- 2 避難先の検討
【本編・第2章・第7節・第3・2 参照】
- 3 救出方法の確認
【本編・第2章・第7節・第3・3 参照】
- 4 備蓄の奨励
【本編・第2章・第7節・第3・4 参照】
- 5 防災体制の強化
【本編・第2章・第7節・第3・5 参照】

第7節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

震災時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、震災時における応急活動体制の整備を推進する。

第2 岩手県地震防災緊急事業五箇年計画の推進

- 市は、第5次「岩手県地震防災緊急事業五箇年計画」（平成28～令和2年度）に基づき、市が地震防災上緊急に整備すべき施設・設備を計画的に整備する。

整備する施設	事業の概要
避難地、避難路	農村公園、山村広場、緑地広場、農道、林道、避難路等
消防用施設	消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、救助工作車、小型動力ポンプ付積載車、防火水槽、耐震性貯水槽、消防団拠点施設等
緊急輸送のための道路	道路整備・補修、橋梁整備・補修、交通信号機等
公的医療機関	病院の改築
社会福祉施設	養護施設、保育所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等の改築、補強
公立小中学校、特別支援学校等	小中学校、特別支援学校等の改築、補強
河川管理施設	堤防、陸閘、水門等
砂防設備、地すべり防止施設等	えん堤工、溪流保全工、山地治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等
その他	防災行政無線、備蓄倉庫等

第3 防災施設等の機能強化

【本編・第2章・第8節・第2 参照】

第4 公共施設等の整備

- 県及び市は、道路施設、河川管理施設等の公共土木施設について、耐震性の確保に努める。
- 県及び市は、避難路、避難地（都市部における公園、緑地、道路などの住民の退避地を含む。）等を整備するとともに、医療施設や避難所となる学校等の公共施設の耐震性の確保及び防災機能の強化に努める。
- 防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての耐震性の確保に努める。

第5 消防施設の整備

- 市は、地域の実情に即した消防車両、消防水利、その他の消防施設、施設を整備拡充し、常時点検整備を行う。
- 市は、地震災害時の消防水利を確保するため、貯水槽、自然水利等を整備する。

第6 防災資機材等の整備

【本編・第2章・第8節・第5 参照】

第8節 都市防災計画

第1 基本方針

都市災害を防止し、震災の被害を最小限に食い止めるため、市内における建築物の耐震化、不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を推進することにより、都市の防災化対策を図る。

第2 建築物の耐震性向上の促進

1 防災上重要な建築物等の耐震性確保

市は、既存建築物の耐震性の向上を図り、都市防災を推進するため、別に定める「岩手県既存建築物耐震改修推進計画」に準じて、次に定める対策を推進する。

(1) 防災上重要な建築物の設定

- 次の建築物を「防災上重要な建築物」として位置付け、耐震性の確保に努める。
 - ア 庁舎、病院、学校等被災後応急・復旧活動の拠点となる公共性の高い施設
 - イ 建築基準法第12条に規定する定期報告の対象となる特殊建築物
 - ウ 放送局、新聞社等情報伝達業務の中心となる施設
 - エ 建築物の形態、工法、構造壁の設置等からみて建築構造上弱いと考えられる特殊建築物

(2) 市所有施設の耐震強化

- 防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない市所有の既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及び耐震改修の促進を図るものとし、防災上重要な建築物に該当しない施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。
- 公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震化率や耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

(3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性確保

- 県及び市は、は、防災上重要な建築物の耐震性を確保するため、民間の防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の促進指導に努める。

(4) 設備・備品の安全対策

- 防災上重要な建築物については、設備、備品の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ、パソコン、事務機器、書棚、医療機器等の固定・転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

2 木造住宅の耐震性確保

- 木造住宅の耐震性を確保するため、市民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、建築物所有者が行う耐震性能の自己診断方法についての普及を図り、必要に応じた改修の実施を促進する。

3 一般建築物の耐震性確保

- 耐震性の確保について広く市民に普及啓発を行い、既存建築物については必要に応じた耐震診断の促進に努める。また、新規に建築される建築物についての耐震性を確保するため、関係団体にに対し、設計、工法、監理についての指導を行う。

4 工作物の耐震性確保

- 煙突、広告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物の耐震性について、広く市民の認識を深めるとともに耐震診断の実施を促進する。

5 建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保

- 道路に面する3階以上の建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、専門技術者を通じて定期的に点検するよう指導する。特に、通学路及び避難場所周辺については、市においても点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対しては、強力的に改修指導を行う。

6 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

- 道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとするよう強力的に指導する。特に通学路沿い及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検、補強を指導するとともに、市においても定期的に点検する。

7 家具等の転倒防止対策推進

- 負傷の防止や避難路の確保の観点から、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の家具及びブロック塀等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法について、広報誌等により市民への啓発、普及を図る。

8 地震保険の加入促進

- 地震保険は地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、市は、その制度の普及や加入促進に努める。

9 関係団体等との協力

- 市は、県及び一般社団法人岩手県建築士会水沢支部等建築物の設計、検査、診断、改修に係る関係団体と協力して、耐震診断促進指導、広報活動を行うとともに、講習会の実施による耐震診断技術者の育成に努める。

10 岩手県既存建築物耐震改修促進連絡協議会との協力

- 市は、県及び関係団体で構成する岩手県既存建築物耐震改修促進連絡協議会と相互に連絡調整を図りながら、既存建築物の耐震改修を進める。

第3 建築物の不燃化の促進

1 防火地域、準防火地域の指定

- 避難場所周辺及び幹線道路沿いの防火地域の見直しを行い、地域指定を促進する。

2 公営住宅の不燃化促進

【本編・第2章・第9節・第2・2 参照】

3 民間住宅の不燃化促進

【本編・第2章・第9節・第2・3 参照】

第4 防災空間の確保

1 緑の基本計画

【本編・第2章・第9節・第3・1 参照】

2 都市公園の整備

【本編・第2章・第9節・第3・2 参照】

第5 市街地再開発事業等による都市整備

1 市街地再開発事業の推進

【本編・第2章・第9節・第4・1 参照】

2 土地区画整理事業の推進

【本編・第2章・第9節・第4・4 参照】

第9節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

震災による道路施設及び鉄道施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設の耐震性の向上や、災害対策用資機材の整備等を図る。

第2 道路施設

1 道路の整備

【本編・第2章・第10節・第2・1 参照】

2 橋梁の整備

震災時において、橋梁の機能を確保するため、所管する橋梁について、道路法施行規則に基づく定期点検及び健全性の診断を行い、必要な修繕等を実施する。また、所管する橋梁の耐震性能が「橋、高架の道路等の技術基準」（道路橋示方書）に適合しない橋梁については、必要な補強等を実施し、所定の耐震性能を確保する。

3 横断歩道橋の整備

震災時において、横断歩道橋、シェルター、シェッド、大型カルバート、門型標識等の道路を跨ぐ大型道路構造物からの部材落下等により交通障害が発生することを防止するため、所管する大型道路構造物について、道路法施行規則に基づく定期点検及び健全性の診断を行い、必要な修繕や補強等を実施する。

4 障害物除去用資機材の整備

【本編・第2章・第10節・第2・2 参照】

第3 鉄道施設

1 鉄道施設の耐震性の向上

○ 橋梁、木工造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進し、耐震性の向上を図る。

2 防災業務施設・設備の整備

- 気象予報・警報等の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備する。
- 一定規模以上の地震が発生した場合に、列車を早期に停止させる設備等を整備する。
- 大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置など無線系通信設備を配備するなど、通信施設の整備充実を図る。

3 復旧体制の整備

【本編・第2章・第10節・第3・3 参照】

第10節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

震災による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設等の耐震性の向上、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

○ 電気事業者は、震災による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、電力施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設の耐震性の向上

発電設備		○ ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。 ○ 水路工作物並びに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により、設計する。 ○ その他の電気工作物については、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準及び発電用火力設備に関する技術基準に基づき、設計する。 ○ 建物は、建築基準法による耐震設計とする。
送電設備	架空電線路	○ 電気設備の技術基準に基づき、設計する。
	地中電線路	○ 終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき、設計する。 ○ 洞道については、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき、設計する。 ○ 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
変電設備		○ 機器については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地振動等を勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。 ○ 建物は、建築基準法による耐震設計とする。
配電設備	架空配電線路	○ 電気設備の基準に基づき、設計する。
	地中配電線路	○ 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
通信設備		○ 屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮して設計する。

2 電気工作物の予防点検等

【本編・第2章・第11節・第2・2 参照】

3 災害対策用資機材の確保等

【本編・第2章・第11節・第2・3 参照】

第3 ガス施設

- ガス事業者は、震災によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱方法等の周知徹底を図る。

1 施設等の耐震性の向上

(1) 都市ガス施設

製造施設	○ 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。 ○ 二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
供給施設	○ 「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき、設計する。 ○ ガスホルダー及びガス導管は、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設置する。 ○ ガス導管材料は、高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料、継手、構造等を採用する。 ○ 二次災害を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、工場等における放散塔による中圧導管の緊急減圧措置を行う。
安全器具	○ 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。

(2) LPガス施設

製造施設及び貯蔵所	○ 二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容器置場	○ 火気との距離を確保するために、消費先の容器置場に隔壁を設置する場合は、耐震性を考慮して施工するとともに、既設の隔壁等については、耐震性の評価を実施し、必要に応じ、強化等の措置を講じる。
容器	○ 容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
配管	○ 配管は、可能な限り露出管化するとともに、埋設配管を設置せざるを得ない場合は、耐震性の高い配管を設置する。 ○ 既設の埋設配管については、計画的に、露出管化又は耐震性の高い配管へ切り替えを行う。
安全器具	○ 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。 ○ 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。 ○ ガス放出防止等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

2 災害対策用資機材の確保等

- 震災時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

3 防災広報活動

- 震災時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

ア ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置

イ ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

第4 上下水道施設

1 上水道施設

- 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、震災による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、「水道の耐震化計画等策定指針」（厚生労働省）及び「岩手県水道広域的防災構想」を踏まえ、施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図る。

(1) 施設の耐震性の向上

- 水道事業者等は、「水道耐震化計画指針」（厚生労働省）及び「岩手県広域水道防災構想」を踏まえ、計画的に水道施設の耐震化を図る。

貯水、取水 導水施設	○ 管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁など耐震性を考慮した構造、材質とする。 ○ 水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水水質の安全が保持できるかを確認し、複数水源間の連絡管の敷設、地下水等予備水源の確保を図る。
浄水施設	○ ポンプ回りの配管、構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化のための整備増強を図る。 ○ 被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。
送、配水施設	○ 送、配水幹線は、耐震継手、伸縮可とう管など耐震性の高い構造、工法とするほか、配水系統間の相互連絡を行う。 ○ 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。 ○ 既設管については、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。

(2) 給水体制の整備

- 市及び水道事業者等は、震災時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ過器の配備、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

2 下水道施設

- 下水道施設の管理者は、震災による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の耐震性の向上を図る。

下水管渠	○ 新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。 ○ マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。 ○ 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。
ポンプ場、終末 処理場	○ ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。 ○ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。 ○ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。

第5 通信施設

1 電気通信施設

- 電気通信事業者は、震災時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 設備の耐震性の向上

- 電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設

計を実施する。

- ア 豪雨、洪水等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐水構造化を行う。
- イ 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を行う。

- 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網の整備を行う。

- ア 主要な伝送路を、多ルート構成又はループ構成とする。
- イ 主要な中継交換機を、分散配置する。
- ウ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。
- エ 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。

- (2) 重要通信の確保

【本編・第2章・第11節・第5・1・(2) 参照】

- (3) 災害対策用機器及び車両の配備

【本編・第2章・第11節・第5・1・(3) 参照】

- (4) 災害対策用資機材の確保等

【本編第2章・第11節・第5・1・(4) 参照】

- (5) 電気通信設備の点検調査

【本編・第2章・第11節・第5・1・(5) 参照】

2 放送施設

- 放送局は、震災時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設、設備の整備拡充を図るとともに、災害応急・復旧対策に必要な資機材の整備を図る。

- (1) 設備の震災対策

- 送信所、演奏所の建物、構築物の耐震化を図る。
- 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策を実施する。
- 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。
- 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。
- 建物、構築物、放送設備等の耐震性等について、定期的に自主点検を実施する。

- (2) 放送継続体制の整備

- 震災により、放送機、中継回線、演奏所等に障害が発生し、平常時の運用が困難になった場合に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設等、放送を継続できる体制の整備を図る。

- (3) 防災資機材の整備

- 災害応急対策・復旧対策に必要な資機材の整備、備蓄を図る。

第11節 危険物施設等安全確保計画

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設、設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 石油类等危険物

1 保安教育の実施

- 県は、法令の定めるところにより、危険物取扱者の保安講習を実施する。
- 危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 指導強化

- 県は、市が行う許可及び消防機関による立入検査等に対し、指導助言を行い、災害防止に努める。
- 消防機関は、危険物施設の所有者等に対し、既存危険物施設の耐震構造の促進を指導するとともに、新設又は変更許可に当たっては、地震動による慣性力等によって生じる影響を十分考慮したものとするよう指導する。
- 消防機関は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査
- イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導
- ウ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導
- エ 地震動及び水害等による危険物施設等への影響に対する安全措置指導

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

(1) 沈下測定の実施

- 危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

(2) 不等沈下の著しいタンクの措置

- 消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。
- 消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

(3) 敷地外流出防止措置

- 県及び消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は河川等への流出による二次災害を防止するため、危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化措置

- 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進し、特に、震災時における自主的な災害予防体制の確立を図る。
- 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る

5 化学防災資機材の整備

- 市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

【本編・第2章・第12節・第3 参照】

第4 毒物、劇物災害予防対策

【本編・第2章・第12節・第4 参照】

第5 放射線災害予防対策

【本編・第2章・第12節・第5 参照】

第12節 地盤災害予防計画

第1 基本方針

- 1 地震発生に伴う地すべり、崖崩れ等の地盤災害を防止するため、危険地域の実態を調査するとともに、危険な個所における必要な災害防止対策を実施する。
- 2 地盤の弱体化を招く宅地造成工事の規制、えん堤施設の保全に関する適正な管理、指導を行う。

第2 崩壊危険地の災害防止対策

1 地すべり防止対策事業

通常の地すべりは、土層の移動が継続的、かつ、緩慢であるが、地震、台風によって発生する地すべりは、移動が急激で土量も多く、悲惨な災害をもたらす場合がある。

本市の地すべり危険箇所は、資料編のとおりとなっており、地域住民に対し、危険箇所の周知徹底を図るとともに、災害情報の早期把握に努める。

2 土石流対策事業

最近における災害の一つの特徴として、一見安定した河状及び林相を呈している地域において、集中豪雨、地震後の降雨等により土石流が発生し、人家集落が悲惨な災害を受けた事例が多くみられる。

本市の土石流危険渓流は、資料編のとおりとなっており、土石流が発生するおそれの高い渓流、保全対象となる人家又は公共的施設の多い渓流について、重点的に砂防工事の実施に努める。

3 山地災害予防事業

近年の開発が山地に向かって進んでいるため、山地荒廃による人家、公共施設等への災害が多発する傾向にある。山地災害は、本市においては、台風、集中豪雨によって発生することが多いが、地震によって発生することもあり、この場合の山津波、崖崩れ、落石等は、短時間に猛威を振るい、人的災害が顕著となる。特に降雨と地震が重なった場合は、災害の発生確率が高まる特徴がある。

本市の山地災害危険地域、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区は、資料編のとおりとなっており、公共施設、

人家等に直接被害を及ぼす箇所等について、治山事業の実施を図る。

4 急傾斜地崩壊対策事業

本市は、市域の約24%が山林原野となっており、古くから崖地に近接した集落が多い。

本市における急傾斜地崩壊危険箇所は、資料編のとおりとなっており、危険区域についての各種防止対策を進めるとともに、情報の伝達・警戒態勢等の整備に努める。

第3 宅地防災対策

- 市は都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、崖崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、地盤の弱体化を招く宅地造成については、開発業者に対しての是正指導を強力に行う。
- 防災パトロールを強化して、違反宅造、危険宅地の発見に努め、これに対して是正措置を強力に指導し、宅地防災対策について万全を期する。
- 県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第4 ダム防災対策

- 県内にダム堤高15メートル以上のダムは、41ダム（国土交通省管理5、農林水産省管理4、県管理

- 19、その他13) 設置されており、耐震設計で施工されている。
- その他のダム及び農業用ため池等のうち、決壊した場合に影響が大きいもの又は耐震構造に不安があるものについては、次により調査等を実施し、適切な情報提供を行うとともに、下流に及ぼす被害が大きいと予測されるものから、順次、対策を講じる。
 - ア 現地調査測量、更には、必要に応じて堤体及び地下構造を探る弾性波探査法、比抵抗を測る電気探査法等の地質調査を実施し、各施設の危険度を測定する。
 - イ 測定した資料を基に、速やかに堤体の補強対策や統廃合、漏水防止、余水吐、取水施設等の改善を行うとともに、適切な維持管理を行うよう管理団体を指導する。
 - ダムの管理は、それぞれの管理主体においてダム検査規程等に準拠し、万全の点検、維持管理を行う。

第5 ため池防災対策

- 県及び市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

第13節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

1 火災予防の徹底

- 市は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配付、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- 市は出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

対象	指導内容
一般家庭	○ 全ての住民が参加できるよう全区域を対象に防火指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性についての知識の普及を図る。 ○ 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止に関する適切な指導を行う。 - ア 火気使用設備の取扱方法 - イ 消火器の設置及び取扱方法 - ウ 耐震自動消火装置付石油ストーブの普及促進及び点検履行 - エ 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法 ○ 寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。
職場	○ 予防査察、火災予防運動、上級防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。 - ア 災害発生時における応急措置要領の作成 - イ 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底 - ウ 避難、誘導体制の確立 - エ 終業後における火気点検の励行 - オ 自衛消防隊の育成

- 2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

【本編・第2章・第17節・第2・2 参照】

- 3 予防査察の強化

【本編・第2章・第17節・第2・3 参照】

- 4 防火対象物の防火体制の推進

【本編・第2章・第17節・第2・4 参照】

- 5 危険物等の保安確保指導

【本編・第2章・第17節・第2・6 参照】

第3 消防力の充実強化

- 市は、大震災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努める。

1 総合的な消防計画の策定

- 地震災害が発生した場合における防災活動に万全を期すため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が適切、かつ、効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災 防御計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防 御計画	建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築物等について定める。
危険物の防御計 画	爆発、引火、発火、その他火災の防御活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計 画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の整備強化

- 火災発生時の初動体制を確立するため、消防署、分署等の分散配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

3 消防施設等の整備強化

(1) 消防特殊車両等の増強

ア 特殊車両等の増強

- 建築物の高層化、複雑化に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備増強を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの増強

- 震災時の、道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

ウ 救助用資機材の整備

- 倒壊家屋等から人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。

(2) 消防水利の確保

- 地震による同時多発火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(3) 消防通信施設の整備

- 災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

4 ヘリコプターの離着陸場の確保

- ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

第14節 震災に関する調査研究

第1 基本方針

地震災害は、災害事象が広範かつ複雑であり、地域社会へ及ぼす被害は連鎖的、広域的なものへと波及する特徴を有している。

したがって震災対策を総合的、計画的に推進するに当たり、被害を最小限とする有効な具体策を樹立するための指標として、各種災害の要因、態様、被害想定及びその対策等について、検証及び科学的な調査研究を行う。

第2 調査研究

○ 防災関係機関は、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の対応に関する検証を十分行うとともに、研究機関等との連携を深め、次の調査研究の推進を図る。

- ア 被害想定に関する調査研究
- イ 地盤に関する調査研究
- ウ 構造物の耐震性に関する調査研究
- エ 大震火災に関する調査研究
- オ 避難に関する調査研究
- カ その他必要な調査研究

第15節 防災ボランティア育成計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関

【本編・第2章・第20節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 防災ボランティア・リーダー等の養成
【本編・第2章・第20節・第3・1 参照】
- 2 防災ボランティアの登録
【本編・第2章・第20節・第3・2 参照】
- 3 防災ボランティアの受入体制の整備
【本編・第2章・第20節・第3・3 参照】
- 4 関係団体等の協力
【本編・第2章・第20節・第3・4 参照】

第16節 事業継続対策計画

第1 基本方針

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等へ加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 県、市及び関係団体は、企業等の防災力向上の促進に努める。
- 3 県及び市は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。

第2 事業継続計画の策定

【本編・第2章・第21節・第2 参照】

第3 企業等の防災活動の推進

【本編・第2章・第21節・第3 参照】

第 3 章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 県、市その他の防災関係機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について計画を定めておく。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員が確保できるよう配慮する。
- 3 震災時における災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部課等間における人員面での協力体制を確立する。
- 4 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応急協力体制の整備を図る。

また、震災時における各災害応急対策の実施に係る関係業者・団体との協力体制の強化を図る。

- 5 県及び市は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 6 県及び市は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- 7 県及び市は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。
- 8 県は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、北海道から東北に至る広域な地域に被害が発生する可能性があり、災害発生時に隣接道県からの応援を求めることは困難であるため、国や他の都道府県と協議し、広域的な災害対応体制の整備に努める。

なお、その際には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。

- 9 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合の対応については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」に定めるところによる。

第2 市の活動体制

市は、市の地域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係わる災害応急対策を実施するため、奥州市災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）及び奥州市現地災害警戒本部（以下、本節中「現地災害警戒本部」という。）又は奥州市災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）及び奥州市現地災害対策本部（以下、本節中「現地災害対策本部」という。）を設置する。

1 災害警戒本部

- 災害警戒本部は、「奥州市災害警戒本部設置要領」に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

(1) 設置基準

市内で震度4又は震度5弱の地震を観測した場合

(2) 組織

【本編・第3章・第1節・第2・1・(2) 参照】

(3) 分掌事務

- 災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。
 - ア 地震に関する予報・警報等の受領及び関係機関への伝達
 - イ 震度及び水位等に関する状況及び被害発生状況の把握
 - ウ 市の対応状況の把握
 - エ その他の情報の把握

(4) 関係各課等の防災活動

- 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課等においては、次の防災活動を実施する。

部	課等	担当内容
政策企画部	政策企画課	1 電力施設の被害情報の収集
	未来羅針盤課	2 鉄道施設の被害情報の収集
総務部	総務課 行革デジタル戦略課	通信施設の被害情報の収集
財務部	財産運用課	庁舎、他部に属さない市有財産の被害情報の収集
	税務課 納税課	1 住家被害情報の収集 2 本部長が特に命ずる事項の調査
協働まちづくり部	地域づくり推進課	地区センターの被害情報収集
	生涯学習スポーツ課	社会教育施設、文化施設及びスポーツ施設の被害情報収集
市民環境部	生活環境課	衛生施設（飲料水供給施設を含む。）の被害情報収集
	危機管理課	1 地震等に関する状況、予報・警報等、水位情報の情報収集及び伝達 2 消防施設の被害情報の収集 3 高圧ガス・火薬類施設（鉱山関係を除く。）の被害情報の収集 4 災害警戒本部員の招集、配置及び運用 5 災害情報の集約
商工観光部	商業観光課 観光施設対策室	商業関係施設及び観光施設の被害情報の収集
	企業振興課	工業関係施設（鉱山関係を含む。）の被害情報の収集
農林部	農政課	農業施設、農作物等、家畜等の被害情報の収集
	農地林務課 農業委員会事務局 人・農地推進プラン室	農地農業用施設、林業関係の被害情報の収集
福祉部	福祉課 長寿社会課	1 社会福祉施設の被害情報の収集 2 避難行動要支援者の対策
健康こども部	こども家庭課 健康増進課 新医療センター建設準備室	医療機関（市立病院を除く。）及び助産施設の被害情報の収集
	保育こども園課	保育所及び認定こども園に係る被害情報の収集
都市整備部	土木課	1 所管する公共土木施設の被害情報の収集
	維持管理課	2 交通規制情報の収集

	都市計画課	1 所管する公共土木施設の被害情報の収集 2 市営住宅の被害情報の収集
上下水道部	水道課 下水道課	上下水道施設の被害情報の収集
医療部	経営管理課	医療局所管施設の被害情報の収集
教育部	教育総務課 学校教育課	学校教育施設（幼稚園を含む。）及び学校給食センターの被害情報の収集
	歴史遺産課	文化財、記念館等の被害情報の収集
各部	各課等	人的被害の情報収集

(5) 廃止基準等

- 災害警戒本部は、市内で震度4又は震度5弱の地震を観測した場合等において、市本部長が災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。
- 市本部長は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部

- 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。
- 災害対策本部は、国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部及び県の現地災害対策本部が置かれたときは、これと密接な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。

(1) 設置基準

区分	設置基準
警戒配備	1 市内で震度5強の地震を観測したとき。 2 その他市本部長が特に必要と認めたとき。
1号非常配備	1 相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、市本部長が1号非常配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 2 その他市本部長が特に必要と認めたとき。
2号非常配備	1 大災害が発生した場合において、市本部長が本部のすべての組織、機能をあげて、災害応急対策を講ずる必要があると認めたとき。 2 市内で震度6弱以上の地震を観測したとき。 3 その他市本部長が特に必要と認めたとき。

(2) 組織

【本編・第3章・第1節・第2・2・(2) 参照】

(3) 分掌事務

【本編・第3章・第1節・第2・2・(3) 参照】

※ 「気象情報」は「地震情報」と読み替えるものとする。

(4) 廃止基準

【本編・第3章・第1節・第2・2・(4) 参照】

第3 市の職員の動員配備体制

【本編・第3章・第1節・第3 参照】

第4 防災関係機関の活動体制

【本編・第3章・第1節・第4 参照】

第1節の2 広域防災拠点活動計画

第1 基本方針

- 1 県は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策のため、必要があると認めるときは、広域防災拠点を開設する。
- 2 広域防災拠点は、県内で発生する大規模災害に対応する機能が集約された「全県拠点」としての広域支援拠点及び支援部隊が集結するなど被災地支援の「前進基地」としての後方支援拠点により構成する。

第2 広域防災拠点の開設等

県本部長、市本部長、広域防災拠点の管理者等は、「岩手県広域防災拠点運用マニュアル」に基づき、広域防災拠点の開設等を行う。

1 開設基準

災害の種類	開設基準
地震災害	県内で震度6弱以上の地震を観測し、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合
津波災害	大津波警報が発表され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合

2 広域防災拠点の開設

【本編・第3章・第1節の2・第2・2 参照】

3 広域防災拠点の運営

【本編・第3章・第1節の2・第2・3 参照】

4 廃止基準

【本編・第3章・第1節の2・第2・4 参照】

第3 広域防災拠点

1 広域支援拠点

【本編・第3章・第1節の2・第3・1 参照】

2 後方支援拠点

【本編・第3章・第1節の2・第3・2 参照】

第2節 地震情報等の伝達計画

第1 基本方針

地震等に関する情報（以下、本節中「地震情報等」という。）及び災害が発生するおそれのある異常な現象に係る伝達、通報を迅速、かつ確実に実施し、通信設備が被災した場合においても、地震情報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	活動の内容
市本部長	地震情報等の周知
県本部長	地震情報等の市町村等に対する伝達
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	地震情報等の関係機関に対する通知
東日本電信電話(株)又は西日本 電信電話(株)	地震情報等の関係市町村に対する伝達
盛岡地方気象台	1 地震情報等の発表 2 上記情報等の関係機関に対する通知
日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 水沢テレビ(株) 奥州エフエム放送(株) わいわいネット(株)	地震情報等の放送

〔市本部の担当〕

部	課	担当内容
市民環境部	危機管理課	地震情報等の伝達

第3 実施要領

1 地震情報等の種類及び伝達

(1) 地震動の警報及び地震情報

ア 緊急地震速報（警報）

- 気象庁は、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、震度4以上や長周期地震動階級3以上の揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。
- 震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。
- 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、強い揺れの発生を知らせる警報であることから、震源付近では強い揺れが到達する前に、警報が発表されないことがあることに注意する。

イ 地震情報の種類と内容

- 国、県及び市は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

ウ 地震活動に関する解説資料等

- 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体や報道機関等へ提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 （速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く。） ・岩手県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要とな	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。

(全国詳細版・地域詳細版)	る続報を適宜発表 ・津波警報等発表時 ・岩手県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。
月間地震概況	・定期(毎月)	地震・津波防災に係る活動を支援するために、月ごとの岩手県とその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

(2) 伝達系統

- 地震等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

地震情報等の区分	発表機関	伝達系統
地震に関する情報	気象庁本庁等	地震に関する情報伝達系統図のとおり。

(3) 伝達機関の責務

- 地震情報等の発表機関及び伝達機関は、発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、伝達先その他必要な事項を定め、受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備について留意する。
- 伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、地震情報等の伝達ができるよう、通信手段の複数化に努める。

(4) 市の措置

- 市長は、地震情報等を受領した場合は、必要に応じて、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内住民、団体に対して広報を行う。
- 市長は、あらかじめ、通知をすべき機関及び通知方法を定めておく。
- 地震情報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部、及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な地震情報の把握に努める。
- 市長は、防災行政無線等の整備により、住民、団体等に対する地震情報等の伝達手段の確保に努める。
- 地震情報の広報は、おおむね次の方法による。

ア CATV	キ 携帯端末の緊急速報メール
イ 電話	ク 有線放送
ウ 広報車	ケ 登録制メールシステム
エ サイレン及び警鐘	コ ソーシャル・ネットワーキング・サービス、ポータルサイト
オ 自主防災組織等の広報活動	サ コミュニティFM、臨時災害放送局
カ 防災行政無線(屋外拡声器)	

(5) 防災関係機関の措置

- ア 東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株)
 地震情報等を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により市に伝達する。

イ 放送事業者

ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては、字幕・スーパー等により放送する。

ウ その他の防災機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

- 地震に関する異常な現象を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報する。
- 異常現象の通報を受けた警察官等は、その旨を市長に通報するとともに、別に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2) 市長等の通報先

- 通報を受けた市長等は、盛岡地方気象台及び県防災課に通報する。
- 市長等から通報を受けた防災課総括課長は、予防等の措置を講ずべき所管の関係課長に通知する。

(3) 異常現象の種類

- 通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象はおおむね次のとおりである。

区分	異常現象の内容
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 県、市その他の防災関係機関は、震災時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の確保を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- 3 震災時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関等の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

- 1 電気通信設備の利用
【本編・第3章・第3節・第2・1 参照】
- 2 専用通信施設の利用
【本編・第3章・第3節・第2・2 参照】
- 3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保
【本編・第3章・第3節・第2・3 参照】

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 震災時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 地震により、通信設備等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第4節・第2 参照】

第3 実施要領

1 災害情報の収集、報告

(1) 市

- 市本部長は、各災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を定める。
- 市本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、所轄警察署との緊密な連絡のもとに、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。
- 市本部長は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密に連絡を行う。
- 市本部長は、災害の規模及び状況により、市本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、地方支部長その他の防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

ア 職種及び人数	エ 応援業務の内容
イ 活動地域	オ 携行すべき資機材等
ウ 応援機関	カ その他参考事項

- 市本部長は、被害状況を地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に報告する。
- 市本部長は、市の区域内で震度5強以上を観測した場合、第1報を県本部長及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り迅速に報告する。
- 市本部長は、県本部と連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。
- 市本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等について早期に把握し、県に報告する。
- 市本部長（消防機関の長を含む。）は、地震により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により直ちに県本部長及び消防庁に報告する。
- 市本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。
 - ア 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。
 - イ 収集した災害情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上管理する。
 - ウ 市が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら、収集できない情報について、その情報源及び収集方法を明らかにしておく。
- 市本部長は必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

(2) 防災関係機関

- 防災関係機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定め、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告又は通報する。

2 災害情報収集の優先順位

【本編・第3章・第4節・第3・2 参照】

3 災害情報の報告要領

【本編・第3章・第4節・第3・3 参照】

4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

県、市その他の防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定優先電話（以下「指定電話」という。）を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の収集、報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

ア 市と県本部及び支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報、非常通信

イ 市本部と他の防災関係機関との場合

インターネット、指定電話、電報、非常通信

(3) 伝達手段の確保

- 災害情報の収集伝達は、自ら有する有線、無線通信施設を利用し、最も迅速かつ的確な手段をもって行う。
- 有線、無線通信施設が地震により損壊した場合においては、本章第3節「通信情報計画」の定める他の通信手段により、災害情報の収集伝達を行う。
- 全ての通信が不通の場合においては、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして、災害情報の収集伝達に努める。

第5節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 震災時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行い、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に協力するよう努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定の上、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報について配慮をする。
- 6 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮をする。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第5節・第2 参照】

第3 実施要領

1 広報活動

【本編・第3章・第5節・第3・1 参照】

2 広聴活動

【本編・第3章・第5節・第3・2 参照】

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 震災時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 県本部長及び市本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。
- 3 県、市その他の防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送及び航空輸送の有機的な連携に十分考慮する。
- 5 県及び市は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。
- 6 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通省は物流上、重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第6節・第2 参照】

第3 交通確保

- 1 情報連絡体制の確立
【本編・第3章・第6節・第3・1 参照】
- 2 防災拠点等の指定
【本編・第3章・第6節・第3・2 参照】
- 3 緊急輸送道路の指定
【本編・第3章・第6節・第3・3 参照】
- 4 道路啓開等
【本編・第3章・第6節・第3・4 参照】
- 5 交通規制
【本編・第3章・第6節・第3・5 参照】
- 6 災害時における車両の移動
【本編・第3章・第6節・第3・6 参照】

第4 緊急輸送

- 1 緊急輸送の対象
【本編・第3章・第6節・第4・1 参照】
- 2 陸上輸送
【本編・第3章・第6節・第4・2 参照】
- 3 航空輸送
【本編・第3章・第6節・第4・3 参照】
- 4 輸送関係従事命令等
【本編・第3章・第6節・第4・4 参照】

第7節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 地震による大規模火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防御活動等を行う。
- 2 市は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防御計画を定める。
- 3 震災時の消防活動においては、断水による消火栓の使用不能、道路の損壊による通行不能及び電話の断線や輻輳による119番通報の機能麻痺等の消防活動の阻害要因を考慮する。
- 4 市は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 5 本計画に定めのない事項については、消防組織法に基づく「消防計画」の定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第7節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 市本部長の措置
【本編・第3章・第7節・第3・1 参照】
- 2 消防機関の長の措置
【本編・第3章・第7節・第3・2 参照】
- 3 緊急消防援助隊
【本編・第3章・第7章・第3・3 参照】
- 4 火災・災害等即報要領
【本編・第3章・第7節・第3・4 参照】

第8節 県、市町村等応援協力計画

第1 基本方針

- 1 市は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。この場合において、県は、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。
- 2 県、市その他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。

- 3 県及び市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。

また、応急対策職員派遣制度による対口支援等について必要な準備を整えるものとする。

- 4 県、市その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第9節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 市町村の相互協力
【本編・第3章・第9節・第3・1 参照】
- 2 県による市町村応援
【本編・第3章・第9節・第3・2 参照】
- 3 防災関係機関の相互協力
【本編・第3章・第9節・第3・3 参照】
- 4 団体等との協力
【本編・第3章・第9節・第3・4 参照】
- 5 消防活動に係る相互協力
【本編・第3章・第9節・第3・5 参照】
- 6 経費の負担方法
【本編・第3章・第9節・第3・6 参照】

第9節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

- 1 陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、本県における災害の発生に当たって、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県知事等からの災害派遣要請を受けて、又は、一定の条件下においては自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続き組織的救援活動を行う。
- 2 県本部長は、災害派遣を決定した場合は、市本部長その他の防災関係機関の長にその受入体制を整備させるとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。
また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第10節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 災害派遣の基準
【本編・第3章・第10節・第3・1 参照】
- 2 災害派遣命令者
【本編・第3章・第10節・第3・2 参照】
- 3 災害派遣時に実施する救援活動
【本編・第3章・第10節・第3・3 参照】
- 4 災害派遣の要請手続
【本編・第3章・第10節・第3・4 参照】
- 5 災害派遣部隊の受け入れ
【本編・第3章・第10節・第3・5 参照】
- 6 自衛隊の自主派遣
【本編・第3章・第10節・第3・6 参照】
- 7 災害派遣に伴う経費の負担
【本編・第3章・第10節・第3・7 参照】

第10節 防災ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズの把握に努める。
- 3 防災ボランティアの受付、登録、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第11節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 防災ボランティアに対する協力要請
【本編・第3章・第11節・第3・1 参照】
- 2 防災ボランティアの受入れ
【本編・第3章・第11節・第3・2 参照】
- 3 防災ボランティアの活動内容
【本編・第3章・第11節・第3・3 参照】

第11節 義援物資・義援金等の受付・配分計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対し市内外から寄せられる義援物資及び義援金等（義援金及び寄附金をいう。）について、その受入態勢及び配分方法等を定め、确实、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第12節・第2 参照】

第3 実施要領

1 義援物資

【本編・第3章・第12節・第3・1 参照】

2 義援金

【本編・第3章・第12節・第3・2 参照】

3 海外からの支援の受入れ

【本編・第3章・第12節・第3・3 参照】

第12節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 市本部長は、震災による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）の適用を県本部長に要請する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、市は補助機関として活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を市本部長に委任する。
- 3 県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により、役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第13節・第2 参照】

第3 実施要領

1 法適用の基準

【本編・第3章・第13節・第3・1 参照】

2 法適用の手続

【市本部長の措置】

- 市本部長は、市の区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨を地方支部福祉班長を通じて県本部長に情報提供する。
- 法の適用基準となる被害世帯数については、本章第4節「情報の収集・伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況をとりまとめるうえ、「人的及び住家被害報告」（被害報告様式〇）により、県本部長に情報提供する。
- 市本部長は、地震による被害規模が大きく、被害状況を早急に取りまとめることが困難な場合においては、被害の概要を報告するものとする。

※ 法適用の手続きに係るフロー図【本編・第3章・第13節・第3・2 参照】

3 救助の実施

【本編・第3章・第13節・第3・3 参照】

第4 救助の種類、程度、期間等

【本編・第3章・第13節・第4 参照】

第13節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 震災発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に高齢者等避難及び避難指示並びに屋内安全確保の指示（以下、本節中「避難指示等」という。）を行うとともに、避難支援等関係者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

第2 実施機関（責任者）

- 1 避難指示等
【本編・第3章・第14節・第2・1 参照】
- 2 警戒区域の設定
【本編・第3章・第14節・第2・2 参照】
- 3 救出
【本編・第3章・第14節・第2・3 参照】
- 4 指定避難所の設置、運営
【本編・第3章・第14節・第2・4 参照】

第3 実施要領

- 1 避難指示等
【本編・第3章・第14節・第3・1 参照】
- 2 警戒区域の設定
【本編・第3章・第14節・第3・2 参照】
- 3 救出
【本編・第3章・第14節・第3・3 参照】
- 4 避難場所の開放
【本編・第3章・第14節・第3・4 参照】
- 5 指定避難所の設置、運営
【本編・第3章・第14節・第3・5 参照】
- 6 帰宅困難者対策
【本編・第3章・第14節・第3・6 参照】
- 7 避難所以外の在宅避難者等に対する支援
【本編・第3章・第14節・第3・7 参照】
- 8 広域一時滞在
【本編・第3章・第14節・第3・8 参照】
- 9 住民等に対する情報等の提供体制
【本編・第3章・第14節・第3・9 参照】

第14節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関その他の防災関係機関との密接な連携のもとに、迅速かつ適切な医療活動を行う。県は、岩手DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンとは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
- 2 多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした後方医療体制の確保を図る。
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下「岩手DPAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもとに、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。
- 5 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 6 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。
- 7 県は、災害時を想定した保健医療福祉活動に必要な情報連携、整理及び分析など総合調整の実施体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第15節・第2 参照】

第3 初動医療体制

- 1 医療救護班等の編成
【本編・第3章・第15節・第3・1 参照】
- 2 現場医療救護所及び救護所の設置
【本編・第3章・第15節・第3・2 参照】
- 3 岩手DMAT及び医療救護班の活動
【本編・第3章・第15節・第3・3 参照】
- 4 医薬品及び医療資機材の調達
【本編・第3章・第15節・第3・4 参照】
- 5 広域災害・救急医療情報システムの整備
【本編・第3章・第15節・第3・6 参照】

第4 後方医療活動

- 1 災害拠点病院の活動
【本編・第3章・第15節・第4・1 参照】
- 2 災害拠点病院以外の医療機関の活動
【本編・第3章・第15節・第4・2 参照】

第5 傷病者の搬送体制

- 1 傷病者の搬送の手続き
【本編・第3章・第15節・第5・1 参照】
- 2 傷病者の搬送体制の整備
【本編・第3章・第15節・第5・2 参照】

第6 個別疾患体制

1 人工透析

【本編・第3章・第15節・第6・1 参照】

2 難病等

【本編・第3章・第15節・第6・2 参照】

第7 健康管理活動の実施

【本編・第3章・第15節・第7 参照】

第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産

【本編・第3章・第15節・第8 参照】

第9 愛玩動物の救護対策

【本編・第3章・第15節・第9 参照】

第15節 食料・生活必需品等供給計画

第1 基本方針

- 1 震災時において、被災者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難所生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第16節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 物資の支給対象者
【本編・第3章・第16節・第3・1 参照】
- 2 物資の種類
【本編・第3章・第16節・第3・2 参照】
- 3 物資の確保
【本編・第3章・第16節・第3・3 参照】
- 4 物資の輸送及び保管
【本編・第3章・第16節・第3・4 参照】
- 5 物資の支給等
【本編・第3章・第16節・第3・5 参照】
- 6 住民等への協力要請
【本編・第3章・第16節・第3・6 参照】
- 7 物資の需給調整
【本編・第3章・第16節・第3・7 参照】
- 8 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与
【本編・第3章・第16節・第3・8 参照】

第16節 給水計画

第1 基本方針

震災時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者、団体等の協力が得られる体制を整備する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第17節・第2 参照】

第3 実施要領

1 給水

【本編・第3章・第17節・第3・1 参照】

2 応急給水用資機材の調達

【本編・第3章・第17節・第3・2 参照】

3 給水の方法

【本編・第3章・第17節・第3・3 参照】

4 水道施設被害汚染対策

【本編・第3章・第17節・第3・4 参照】

5 災害救助法を適用した場合の飲料水の供給

【本編・第3章・第17節・第3・5 参照】

6 給水できない場合のし尿処理

【本編・第3章・第17節・第3・6 参照】

第17節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第1 基本方針

- 1 震災により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 震災により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住家が滅失し、住宅に困窮した者に対して、公営住宅等のあっせんを行う。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第18節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 応急仮設住宅の供与

【本編・第3章・第18節・第3・1 参照】

- 2 住宅の応急修理

【本編・第3章・第18節・第3・2 参照】

- 3 公営住宅への入居のあっせん

【本編・第3章・第18節・第3・3 参照】

- 4 被災者に対する住宅情報の提供

【本編・第3章・第18節・第3・4 参照】

- 5 被災宅地の危険度判定

【本編・第3章・第18節・第3・5 参照】

- 6 建築物の応急危険度判定

○ 市本部長は、被災建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、事前に登録した応急危険度判定士の協力を得て、次により建築物の危険度判定を行う。

(1) 応急危険度判定士の招集

- 市本部長は、必要と認めた場合、事前に登録している応急危険度判定士に対して建築物の応急危険度判定を県本部長を通じ、要請する。
- 市本部長は、必要と認めた場合、県本部長を通じ他の都道府県に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

(2) 応急危険度判定士の業務

- 応急危険度判定士は、次により建築物の危険度判定を行い、判定結果を表示する。
 - ア 主として目視等により被災建築物を調査する。
 - イ 建築物の被害程度に応じて、「危険」、「要注意」、「調査済」の3区分に判定する。
 - ウ 判定結果は、建築物の所有者の注意を喚起できる場所に表示する。

区分	表示方法
危険	赤紙を貼る
要注意	黄紙を貼る
調査済	緑紙を貼る

(3) 市本部長の措置

- 市本部長は、応急危険度判定を円滑にするために次の措置を行う。
 - ア 優先して応急危険度判定を行う必要のある建築物の選定
 - イ 地図の提供

ウ その他応急危険度判定活動に要する資機材の提供

(4) 応急危険判定士の登録

- 市本部長は、応急危険度判定を行う建築技術者を養成するため、市内に住所を有する建築技術者を対象に講習会を受講させる。
- 県本部長は、講習会の受講者を対象として、災害時における建築物危険度判定活動への参加の意思を有する者を応急危険度判定士として認定し、県に登録する。
- 県本部長は、応急危険度判定士登録に係る台帳を作成し、保管する。
- 登録に係る事務は、県土整備部建築住宅課が行う。

第18節 感染症予防計画

第1 基本方針

被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第19節・第2 参照】

第3 実施要領

1 感染症予防活動の実施体制

【本編・第3章・第19節・第3・1 参照】

2 感染症予防用資機材の調達

【本編・第3章・第19節・第3・2 参照】

3 感染症情報の収集及び広報

【本編・第3章・第19節・第3・3 参照】

4 感染症予防活動の指示等

【本編・第3章・第19節・第3・4 参照】

5 実施方法

【本編・第3章・第19節・第3・5 参照】

第19節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 震災によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第20節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 廃棄物処理
【本編・第3章・第20節・第3・1 参照】
- 2 し尿処理
【本編・第3章・第20節・第3・2 参照】
- 3 障害物除去
【本編・第3章・第20節・第3・3 参照】
- 4 災害救助法を適用した場合の障害物の除去
【本編・第3章・第20節・第3・4 参照】

第20節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

第1 基本方針

各実施機関相互の協力のもとに、震災による行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第21節・第2 参照】

第3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の搜索

【本編・第3章・第21節・第3・1 参照】

2 遺体の収容

【本編・第3章・第21節・第3・2 参照】

3 遺体の処理

【本編・第3章・第21節・第3・3 参照】

4 遺体の埋葬

【本編・第3章・第21節・第3・4 参照】

5 遺体埋葬の広域調整

【本編・第3章・第21節・第3・5 参照】

6 災害救助法を適用した場合の遺体の搜索、処理及び埋葬

【本編・第3章・第21節・第3・6 参照】

第21節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

震災時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第22節・第2 参照】

第3 実施要領

1 要員の確保

【本編・第3章・第22節・第3・1 参照】

2 確保の方法

【本編・第3章・第22節・第3・2 参照】

3 要員の従事命令等

【本編・第3章・第22節・第3・3 参照】

4 災害救助法が適用された場合の要員の確保

【本編・第3章・第22節・第4 参照】

第22節 文教対策計画

第1 基本方針

- 1 震災により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 震災により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第23節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 学校施設の対策
【本編・第3章・第23節・第3・1 参照】
- 2 教職員の確保
【本編・第3章・第23節・第3・2 参照】
- 3 応急教育の留意事項
【本編・第3章・第23節・第3・3 参照】
- 4 学用品等の給与
【本編・第3章・第23節・第3・4 参照】
- 5 授業料等の減免、育英資金の貸与
【本編・第3章・第23節・第3・5 参照】
- 6 学校給食の応急対策
【本編・第3章・第23節・第3・6 参照】
- 7 学校保健安全対策
【本編・第3章・第23節・第3・7 参照】
- 8 その他文教関係の対策
【本編・第3章・第23節・第3・8 参照】
- 9 被災児童、生徒の受入れ
【本編・第3章・第23節・第3・9 参照】

第23節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画

第1 公共土木施設

1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設及び砂防等施設、治山施設について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関

【本編・第3章・第25節・第1・2 参照】

3 実施要領

【本編・第3章・第25節・第1・3 参照】

第2 鉄道施設

1 基本方針

乗客の安全と交通を確保するため、被害状況を的確に把握するとともに、旅客の避難誘導及び被害箇所の早期復旧を実施する。

2 実施機関

【本編・第3章・第25節・第2・2 参照】

3 実施要領

【本編・第3章・第25節・第2・3 参照】

第24節 ライフライン施設応急対策計画

第1 基本方針

- 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- 県本部長は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や県民の生活の維持のため燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、政府災害対策本部又は東北経済産業局にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努める。
- 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。
- 県及び市は、その収集した航空写真・画像、地図情報等について、被害状況の早期把握のため、ライフライン施設の事業者等の要望に応じて、GISの活用による情報提供に努める。

第2 実施機関（責任者）

- 1 電力施設
【本編・第3章・第26節・第2・1 参照】
- 2 ガス施設
【本編・第3章・第26節・第2・2 参照】
- 3 上下水道施設
【本編・第3章・第26節・第2・3 参照】
- 4 通信施設
【本編・第3章・第26節・第2・4 参照】

第3 実施要領

- 1 電力施設
【本編・第3章・第26節・第3・1 参照】
- 2 ガス施設
【本編・第3章・第26節・第3・2 参照】
- 3 上水道施設
【本編・第3章・第26節・第3・3 参照】
- 4 下水道施設
【本編・第3章・第26節・第3・4 参照】
- 5 電気通信施設
【本編・第3章・第26節・第3・5 参照】

第25節 危険物施設等応急対策計画

第1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 石油类等危険物

- 1 実施機関（責任者）
【本編・第3章・第27節・第2・1 参照】
- 2 実施要領
【本編・第3章・第27節・第2・2 参照】

第3 火薬類

- 1 実施機関（責任者）
【本編・第3章・第27節・第3・1 参照】
- 2 実施要領
【本編・第3章・第27節・第3・2 参照】

第4 高圧ガス

- 1 実施機関（責任者）
【本編・第3章・第27節・第4・1 参照】
- 2 実施要領
【本編・第3章・第27節・第4・2 参照】

第5 毒物・劇物

- 1 実施機関（責任者）
【本編・第3章・第27節・第5・1 参照】
- 2 実施要領
【本編・第3章・第27節・第5・2 参照】

第26節 防災ヘリコプター等活動計画

第1 基本方針

震災時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動を実施する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第29節・第2 参照】

第3 実施要領

【本編・第3章・第29節・第3 参照】

第4章 災害復旧・復興計画

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原型復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

【本編・第4章・第1節・第2 参照】

第3 激甚災害の指定

【本編・第4章・第1節・第3 参照】

第4 緊急災害査定の促進

【本編・第4章・第1節・第4 参照】

第5 緊急融資等の確保

【本編・第4章・第1節・第5 参照】

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により被害を受けた市民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、市民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活確保

【本編・第4章・第2節・第2 参照】

第3 中小企業への融資

【本編・第4章・第2節・第3 参照】

第4 農林漁業関係者への融資

【本編・第4章・第2節・第4 参照】

第5 通貨の救急の確保及び非常金融措置

【本編・第4章・第2節・第5 参照】

第6 日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

【本編・第4章・第2節・第6 参照】

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

県及び市は、大震災により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興の方針・計画の作成

【本編・第4章・第3節・第2 参照】

第3 復興事業の実施

【本編・第4章・第3節・第3 参照】

第4 災害記録編纂計画

【本編・第4章・第3節・第4 参照】

第5章 日本海溝・千島海溝周辺 海溝型地震防災対策推進計画

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定された本市における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震への防護、円滑な避難及び迅速な救助の確保に関する事項、防災訓練に関する事項、その他地震防災上重要な対策に関する事項を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地震防災に関し、本市の区域内の指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下この章において「防災関係機関」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱は、**【本編・第1章・第4節】「防災関係機関の責務及び業務の大綱」**に定めるところによる。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

地震上緊急に整備すべき施設等の整備計画については、地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」に定めるところによる。

第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 地域住民等の避難行動等

市は、住民等が震災発生時に的確に避難を行うことができるよう次のとおり取り組むこととする。

1 避難方法

【本編・第3章・第14節】「避難・救出」に定めるところによる。

2 避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策

【本編・第2章・第14節】「雪害予防計画」に定めるところによる。

3 住民等の備え

住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、地震が発生した場合の備えに万全を期するよう努める。

4 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)のうち自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)の避難支援等

5 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等

【本編・第3章・第14節】「避難・救出」に定めるところによる。

第2 避難場所及び避難所の運営・安全確保

市は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に【本編・第2章・第5節】「避難対策計画」及び【本編・第3章・第14節】「避難・救出計画」に基づき取り組むこととする。

第3 意識の普及・啓発

市は、住民等が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、その意識を持続的に共有し、震災発生時に円滑に避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮した内容により、ハザードマップを作成・変更し、【本編・第2章・第5節】「避難対策計画」に定めるところにより周知を行う。

第4 消防機関等の活動

市は、【本編・第3章・第7節】「消防活動計画」に基づき、消防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

- 1 報道機関の協力を得て、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報等、住民の円滑な避難に必要な情報提供を行う。
- 2 緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤等市が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫を把握する。

第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

水道、電気、ガス、通信、放送関係等事業者が実施する必要な措置は、【本編・第2章・第11節】「ライフライン施設等安全確保計画」及び【本編・第3章・第26節】「ライフライン施設応急対策計画」に定めるところとする。

第6 交通

1 道路

(1) 交通規制

県警察及び道路管理者は、避難経路として使用されることが想定されている区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

(2) 除雪

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等について、【本編・第3章・第6節】「交通確保・輸送」に定めるところにより除雪体制を優先的に確保する。

2 乗客等の避難誘導

(1) 一般旅客運送に関する事業者は、県、市等と連携して、列車・バス等の乗客や、駅・発着場に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

(2) 一般旅客運送に関する事業者は、県、市等と連携して、避難路について除雪、消雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

第7 市が管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、学校等の管理上の措置は、施設ごとに消防計画等に定めるところであるが、概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 入場者等の避難のための措置

イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

ウ 出火防止措置

エ 水、食料等の備蓄

オ 消防用設備の点検、整備

カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 道路、橋梁、トンネル等の管理上の措置

イ 下水道、水門等の管理上の措置

ウ 学校、保育園等にあつては、当該学校等に保護を必要とする児童・生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又は現地災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置を取るよう協力を要請するものとする。

(1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(2) 無線通信機器等通信手段の確保

(3) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 地震発生時の緊急点検及び巡視

緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所並びに実施体制を予め定めた上で、地震発生時には緊急点検

及び巡視を実施する。

4 工事中の建築等に対する安全確保上実施すべき措置

地震による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、安全確保上実施すべき措置を実施する。

第8 迅速な救助

- 1 市は、消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制を整備する。
- 2 市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。
- 3 市は、消防団への加入促進による人的確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1 資機材、人員等の配備手配

- 1 被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは、【本編・第3章・第9節】「県、市町村等応援協力計画」に定めるところによる。
- 2 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え締結した事前応援協定その他の手続上の措置を予め把握するものとする。

第2 自衛隊の災害派遣

- 1 自衛隊への災害派遣、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等は、【本編・第3章・第10節】「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- 2 救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動については、【本編・第3章・第10節】「自衛隊災害派遣要請計画」及び【本編・第3章・第15節】「医療・保健計画」に定めるところによる。

第3 物資の備蓄・調達

物資の備蓄及び調達に関する方法は、【本編・第2章・第6節の2】「食料・生活必需品等の備蓄計画」に定めるところによる。

第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき 防災対策に関する事項

第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

1 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等(以下「後発地震への注意を促す情報等」という。)の伝達については、【地震対策編・第3章・第2節】「地震情報等の伝達計画」に定めるところによる。

2 災害に関する会議等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、【地震対策編・第3章・第1節】「活動体制計画」に定めるところによる。

第2 災害応急対策をとるべき期間等

市は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

第3 市のとるべき措置

市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により、円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

(後発地震に対して注意する事項)

- 1 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日ごろからの地震の備えの再確認
- 2 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等円滑かつ迅速に避難するための備え。
- 3 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。
- 4 個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。

第6節 防災訓練に関する事項

市は、大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達にかかる防災訓練を実施する。実施する防災訓練の内容、方法等は【地震対策編・第2章・第3節】「防災訓練計画」に定めるところによる。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する地震防災上必要な教育及び広報については【地震対策編・第2章・第1節】「防災知識普及計画」に定めるところによる。

